

「日本国憲法」前文 その1

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。



「日本のカトリックはせめてあなた方の持っている自由をよく使ってください」*1

■ 古屋敷一葉（援助修道会）

私は2014年夏に韓国で行われた、アジアニュースデーに参加し、韓国カトリック教会の大きさと力を感じました。この力はどこから来るのだろうかと思い、韓国カトリック教会の歴史についての本を読み始め、歴史を追う中で、ひょっとして、ある時代に教会が信頼を得て信徒が増えたのではないかと思います。それは1970年代から80年代にかけてのいわゆる「民主化運動」の時代ではないかということです。この時代の韓国の教会の動きを見ることによって、その答えが見えてくるのではないかと思います。ところが、調べるうちに、意外にも（失礼）日本の「正義と平和協議会」（以下、正平

協）が、当時、韓国国内の動きを日本や他の国々に知らせる大きな役割をしていたことがわかってきたのです。

1970年代、韓国はパク チョンヒ政権のもとにありました。彼は憲法を改定して大統領に権限を集中させ、緊急措置を次々と発動し、意のままに政治を行いました。彼は韓国の飛躍的な経済発展を実現させたとも言われますが、経済優先の政策のために苦しむ人々もいました。都市に人口が流出し農村に残された人々、開発の

ために強制的に何もない土地に移住させられた人々、低賃金長時間労働に喘ぐ人々がいました。このような人々がより人間らしい生活を求めて声をあげていました。そのような中、学生や知識人が立ち上がり、憲法の改正を訴え、政権批判をし、デモや集会をすると「政権転覆を狙う危険な共産主義者」*2として逮捕され、拷問を受け、死刑の宣告を受けるものもいたほどです。当然、報道の自由ありませんでした。

当時のカトリック教会は第二バチカン公会議の後の改革に取り組んでいました。現代社会の諸問題、人権、経済的不平等など社会正義の問題に積極的に目を向けるようにとの「現代世界憲章」の呼びかけがあり、教皇パウロ六世は1967年に自発教令を出して「教皇庁正義と平和委員会」を設立、委員会は世界の教会に「正義と平和委員会」の設立を呼びかけました。

韓国の「正義と平和委員会」は1970年に創立されましたが、すでに韓国では前述の社会状況から、教会が1960年代には農民や労働者の司牧に携わり始め、「カトリック農民会」や「カトリック青年労働者連盟」が現場での問題解決に努力していました。また、韓国のカンウォンド（江原道）にあるウォンジュ（原州）教区ではチ ハクスン司教がこれらの活動を支えていました。1971年にはチ ハクスン司教を中心に「不正腐敗撤廃大会」が開かれ、信徒とともに政府の独裁体制や経済優先の政策に抗議の声をあげました。チ ハクスン司教のもとで働いていた詩人のキム ジハも様々な作品を通して、政府や政府と癒着する財界を批判していました。しかし、政府は容赦なく彼らを捕らえていきます。キム ジハは、作品の内容と「民青学連」*3への関わりが問われ、チ ハクスン司教はその運動への資金供与を疑われました。チ ハクスン司教拘束の事態は韓国カトリック教会に大きな衝撃を与えました。司教団はチ ハクスン司教を支持し、司教のための祈祷特別ミサを捧げました。全国の若い司祭たちは「全国正義具現司祭団」を結成し、以後「司祭団」は不当拘束



「第4回韓国キリスト者との連帯を考え、祈る会」
(1978.3.1) 写真中央は故・相馬信夫司教

への抗議、人権蹂躪事件の真相究明のために活動し、政府にとって脅威の存在となっていくます。信徒たちも祈祷会、抗議の座り込みやろうそくデモに繰り出しました。韓国カトリック教会が民主化運動の前面に躍り出したのです。

日本では、1970年に「正義と平和委員会」が生まれ、1974年に組織改正ののち「正義と平和協議会」となりましたが、具体的な活動については模索しているところでした。チ ハクスン司教は、1974年7月6日、海外での会議を終えて帰国した途端に拘束されたのですが、帰国直前に日本に立ち寄っていました。ともにローマで学んだ白柳誠一大司教（当時）の招きで、キム スファン枢機卿の親戚に当たるソン ヨンスンさんがお世話をしていました。チ ハクスン司教は拘束を予感しており、自らの潔白と政権を真っ向から批判する「良心宣言」を準備して帰路につきました。拘束の知らせを受けて「正平協」は7月12日には記者会見を行い、韓国カトリック関係者への弾圧の激化に対して声明文を発表し、人権侵害に反対する国際世論を盛り上げるよう全世界の教会に訴えました。この後、カトリック教会内で、そしてプロテスタント教会とも集会を開き、韓国教会への連帯を宣言し、具体的な「正平協」活動の始まりとなりました。

チ ハクスン司教は翌年2月釈放されますが、同時に釈放されたキム ジハは獄中での体験を新聞に綴り、3月にその内容を問われて再度逮捕されます。キム ジハの救命運動は、すで

に文学者をはじめとする市民団体によって行われていましたが、4月には自分は共産主義者であるという「自筆陳述書」が韓国政府により発表され、不利な状況を迎えました。折しも、政権転覆を狙ったとの疑いをかけられて逮捕された人々の死刑が、確定後すぐに執行されるという事態が起きていたところだったのです。韓国の支援者たちは、危険を冒して一つの作戦を行います。「良心宣言」の発表でした。「自筆陳述書」は自らの意思で書いたものではなく、無理に書かされたものであり、この時問題となっていた、作品構想の覚書きである「獄中メモ」の内容はカトリック信仰に基づくものであるという内容でした。「良心宣言」の全体構想はある弁護士が考え、刑務所の教導官が密かに鉛筆と紙を届け、キム ジハが細部を書き、満期出所者が持ち出して、ミョンドン（明洞）聖堂の神父に届けました。そして外国人宣教師によって日本に運ばれ「正平協」に到着、8月4日に記者会見で発表されました。この「良心宣言」は数ヶ国語に翻訳されて世界中に発信され、神学者たちから「金芝河を支持する」という署名を集めて韓国政府に送られました。裁判のために意見書を書いた神学者もいました。キム ジハはなんとか死刑を免れ、最終的に1980年12月に釈放されました。この間、「正平協」は市民団体とも連携しながら、この後もキム ジハ裁判の詳細を事細かく伝える冊子を発行しメッセージを発していきます。韓国国内ではこれらの情報を発信することは難しかったので、「正平協」が韓国語書籍の形にまとめて発行もしています。

作戦を考えたのは、キム ヨンサム政権時代に教育文化首席秘書官を務めた民主化運動家のキム ジョンナムさん。受け取って翻訳したのは「正平協」のソン ヨンスンさん。彼らは韓国が民主化されるまで顔をあわせることはありませんでしたが、幾度となく文書をやりとりしました。当時、韓国のメディアが伝えることのできなかった情報が、岩波書店『世界』や新

教出版社『福音と世界』など日本の雑誌に掲載されていましたが、カトリック側からの情報は彼らのルートから入手されたものでした。1980年5月のクワンジュ（光州）事件の際にも、現場にいた神父や信徒の証言を発表して真相を伝え、その他韓国で起きた人権に関わる事件について教会で発表された声明なども、細かに冊子にまとめて出版しました。これらは英訳して世界の正義と平和委員会にも伝えられました。‘A declaration of conscience’ という5冊の冊子にまとめられており、貴重な記録です。

最後に、当時の「正平協」担当司教であった相馬信夫司教の著作より引用します。本稿のタイトルの続きです。

「韓国に居て韓国のことが解らないのでNHKの放送をソツと聴いて、日本のニュースから自分の国で何が起こったのか解ることが沢山あるのです。言論の自由を利用して正しい情報を世界に流してください。われわれが独裁国の中で人権と正義のために働いている時、世界の世論の支持が本当に力強いのです」

引用以外の参考資料：

日本カトリック正義と平和協議会『「正義と平和」の25年』1995年

韓国問題キリスト者緊急会議編『韓国民主化運動資料集 1973～1976』新教出版社、1976年

新教出版社『福音と世界』1974年12月号

カトリック新聞 1974年8月4日号

室謙二編『金芝河』三一書房、1976年

- * 1 相馬信夫『平和への歩み』新世社、1985年 p.56。
この言葉は、1975年東京で開かれた司教社会活動研修会での韓国司教の発言として記述されている。
- * 2 1961年に制定された「反共法」により共産党は非法化されていた。
- * 3 1974年4月にソウル市内の大学で「全国民主青年学生連盟（民青学連）」名義の印刷物が配布され、この「団体」が政府転覆を狙ったとして政府は緊急措置第4号を布告。被疑者253名を連行調査し180名を起訴。



民衆の力

■ 深水正勝（東京教区司祭）

先日、久しぶりで韓国に行って三人の親しい友だちに会い最近の韓国の様子を聞くことができました。最初にお目にかかったのはチェジュ（済州）教区のカン ウイル司教。次に、ソウル教区の長老の一人、ハム セウン神父（正義具現司祭団）、そして最後にかつてのソウル教区を二分して、その北部半分を占めるウィジョンブ（議政府）教区のイギホ司教でした。三人が全く意見を同じにしたのは、まさにパク クネ前大統領を倒した民衆の力ということでした。

かつては、ミョンドンのカトリック大聖堂の前の広場が民衆運動の拠点で、多くの人々がここに集まり、軍事政権打倒を叫びました。ところが残念なことに、ハム セウン神父が「相変わらず厳しい現在のソウル教区当局は、一言で腐っている」と言う通り、ミョンドン広場は、きれいな植え込みが敷き詰められて、全く人々の集まりの場ではなくなっていました。その代わりに、パク前大統領打倒の大群衆が寒い雨の中でも毎日拠点としたのは、かつての市庁広場からセジョンノ（世宗路）へと広がる広大な地域でした。韓国の民衆運動は、すでに日本帝国主義支配下の民衆の中に生まれ、その後特に代々の韓国の軍事独裁政権の下で、多くの人々の苦しい命を懸けた運動として育っていき、クワンジュ（光州）民衆蜂起を経て、ついに軍事政権を倒しました。その流れはこのたびのソウルを中心とした民衆の力となって世界に証明されました。

かつて韓国の民主化運動と並んで、フィリピンではピープルズパワーと呼ばれた民衆運動がマルコス軍事政権を打倒して世界を驚か

しました。カン司教のチェジュ島では、韓米協力のもとに巨大な海軍基地が建設されてしまいました。ウイジョブ教区は、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）との南北境界線に接する韓国北部の教区として位置しており、イギホ司教は、南北の民族和解による問題解決を目指しています。教区内にイムジン川を挟んで北朝鮮の農村が望める展望台があり、多くの人たちが集まって学習をすることができる施設となっていました。“民衆の力”がどのように育つのか、私にはわかりませんが、この50年に及ぶ韓国民衆の力というものに、部分なりとも直に接し、体験することができたと思います。ハム セウン神父は、相変わらずお元気で、ムン ジェイン新大統領にも確かな希望があるといっていました。民衆の力は、現在カトリック教会の枠をはるかに超えて育っているということです。翻って、日本の民衆の力は、どのように育っているのか、これも大きな問題ですが、確かに韓国のたどってきた人々の歩みと日本の民衆の戦争を体験した今日までの歩みは、単純に比較できるものではないと思います。チェジュ島のカン司教は、チェジュ島民のたどってきた歴史と沖縄の民衆の体験した歴史には、現在に至るまで同じような民衆の力が感じられると言いました。日韓の若い司教たちが、毎年出合いを深めていることは、素晴らしいことだと思います。ぜひ日本の民衆の力を支えることができる新しい力となってほしいと祈りましょう。

近代国家秩序の崩壊に直面して：新しい社会契約の必要性

■ 武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター）

「いまや首相も国会議員も官僚も、国会での自身の発言の一言一句が記録されて公の歴史史料になることを齒牙にもかけない。政府も官庁も、都合の悪い資料は公文書であっても平気で破棄し、公開しても多くは黒塗り、黒を白と言ひ、有るものを無いと言ひ、批判や異論を封じ、問題を追及するメディアを恫喝する。こんな民主主義国家がどこにあるだろうか。これでは『共謀罪』法案について国内だけでなく、国連関係者や国際ペンクラブから深刻な懸念が表明されるのも無理はない。そして、それらに対しても政府はヒステリックな反応をするだけである」（世界平和アピール七人委員会アピール『国会が死にかけている』2017年6月10日発表）。世界平和アピール七人委員会は、日本の議会制民主主義が死にかけていることを憂い、以上のことを指摘する緊急アピールを発表した。^{*1}

各地の排外主義勢力の活性化と議会制民主主義の崩壊、格差社会

死にかけているのは、日本の議会制民主主義だけではない。20世紀に社会主義諸国との冷戦に勝利し、先進工業民主主義諸国を率いているアメリカ合衆国でも、トランプ大統領が議会や裁判所の反対を押し切り、移住労働者や難民の人権を重視する国際社会や、環境破壊反対の世論を抑え、アメリカ第一主義を掲げ、これまで隠れていた排外的な保守主義勢力の拍手を浴びている。安倍首相とは違った形ではあるけれども、同じような独りよがりなスタイルの独裁を展開している。西欧では、議会制民主主義を支持する市民が西欧の米国化を抑えてはいるものの、米国や日本と同じように移住労働者や難民の移住が増え、自分たちの既得権益が脅かされるのではと怯えていることも事実だ。これをイスラームなどの西欧文明への挑戦とみなす人々が、国際的な人権侵害や環境破壊に反対する西



武者小路公秀さん 1972年から74年まで日本司教団「正義と平和委員会」秘書、74年、75年、「正義と平和協議会」初代会長を務められました。

欧の議会制民主主義を破壊している。米欧日のみでない。他の地域でも、フィリピンのドゥテルテ大統領、トルコのエルドアン大統領など、議会制民主主義を否定する大統領がでてきている。ドゥテルテ大統領は、麻薬マフィアを取り締まれない政府・議会・裁判所の無力を批判し、裁判などにかけないで、殺し屋集団にマフィア関係者を公然と暗殺させている。エルドアン大統領は、自分のトルコ中心、イスラーム中心主義に反対するリベラルな政治家、官僚、軍人を、彼らはクーデターを起こそうとしているなどという噂をばらまいて、その錯綜に参加したという名目で、大量に逮捕し、自分の独裁権力を強固にしている。

このような形で、議会制民主主義の制度からはみ出した勢力が出て、幅を利かせ始めている一方、1990年代になってようやくその人権を尊重されはじめた社会的な弱者と、彼女たち、彼

らを支持し、人権と平和とを守ろうとする勢力が非暴力抵抗に立ち上がっている。米合衆国ではトランプ大統領をめぐって、例えばメキシコからの移民たちなどがデモや座り込みを続けている。大統領選挙の際に民主党から立ち上がりクリントン候補に敗れたバーニー・サンダースは、今も反トランプの民衆と連帯している。また、選挙で議会制民主主義を守ろうとする穏健派の他に、難民や移住労働者、また先住民族の権利を、今の議会制民主主義ではまもりきれないとする第三の勢力も現れている。この第三勢力は、EUの議会主義者たちが十分マイノリティの人権をまもっていないことを批判している。米国や西欧では、こうした第三の勢力がかなりの盛り上がりを示しているし、議会制民主主義を守ろうとする中道主義市民もしっかりしている。マスメディアにも彼女たち、彼らを支持する新聞やテレビがある。これに対して、フィリピンもトルコも、日本の安倍政権と同様、政治の私物化に対する抵抗運動が十分育っていないところに問題がある。

ただし、問題を政治家の非民主主義的なスタイルに還元して、その背後にもっと大事な、人類規模の文明の危機があるという今日の大問題を見落としてはならない。安倍首相、トランプ大統領、ドゥテルテ大統領、エルドアン大統領の出現は、1990年代にソ連と社会主義圏が崩壊したあとも、生活は一向に改善されないという世界の状況に関わっている。日本では、バブルがはじけるまでは、日本国憲法のもとで日本は平和と民主主義の国になり、経済的にも豊かになったというように、民主主義と経済発展がペアになっていた。ところがバブル経済が崩壊すると、民主主義、環境思想、多文化共生、ジェンダー平等をいやいや受け入れていた人たちが民主化以前の日本への回帰を夢見る傾向が生まれた。その結果が日本会議であり、明治天皇の教育勅語を幼稚園で暗記させる動きである。

アメリカでも、西欧でも、1960年代のマーティン・ルーサー・キングの黒人平等運動、70年代のヴェトナム反戦運動で出てきた人権思想

をイヤイヤ認めてきた人たちが、トランプがでてきたことを、黒人をもう一度軽蔑できる時代が来たと大歓迎している。もはや議会制民主主義だけでは、世界各地で生まれている差別への回帰をくいとめることはできない。

グローバル経済の到来

1960年代から世界各国で、大学紛争などの形をとって、従来の植民地主義、白人支配、米国を一切の物差しとする新保守主義・新自由主義に抵抗する市民の動きが盛んになった。そしてその運動を国家レベル、国連レベルで消化し、国連を中心に民主主義と自由が支配する世界を造ろうという動きが、1990年代に主に環境問題などで盛んになり、いわゆるNGO時代が出現した。しかし、グローバル経済によって国家よりも巨大な多国籍企業も勢いを増し、国連加盟諸国は従来のようなありがたい存在ではなくなってしまった。新植民地主義によって活発化したテロリズムは、非西欧諸国民が、米欧先進工業民主主義国家の人権尊重の背後に広がる格差社会に編入されることへの、暴力的な抵抗運動として表れたものである。

ウェストファリア条約の限界を超える

一方、西欧文明社会でウェストファリア条約（1648年）以来、国家主権を成立させている法的根拠となってきたのは、安全と幸福を支える代償として市民に租税を取り立てる権利と、一切の合法的な暴力を行使する権利を国家が独占する「社会契約」だった。だが今日、世界の諸国家、特に先進工業諸国家が、以下の三つの条件の下で、契約違反を重ねていることを確認する必要がある。

16世紀中頃から17世紀にかけて起こった宗教戦争とは、西欧各地で起こったカトリック・プロテスタントの相互テロだった。これを止めるために、国王だけが軍隊と警察をもち、合法的殺人ができる「殺人国家独占」が決められた。これがウェストファリア条約の要である。ところが現在は、いくつかの国が、非国家レベル

で人々を殺傷できる軍事力・警察力をもつようになってしまった。これが、第一の条件である。第二の条件は、金融経済システムである。すなわち、グローバル新自由主義経済が、国家間の紛争に投資する企業の利害を国家に優先する、世界銀行中心の裁定のシステムを作り出してしまった。その結果、国家は安全や福祉を保護するという市民との契約よりも、グローバル市場での多国籍巨大企業の権益を守ることを優先せざるを得なくなった。このような金融経済システムでは、市民との社会契約を守ることはできない。第三に、平等の権利の問題である。非西欧諸国民、とくに先住民族の平等の権利は、ウェストファリア条約の時代には社会契約の外側であって無視することができたが、今日もはやそれを無視することはできない。ところが現実の国連安全保障理事会における覇権大国の拒否権の行使や国際財政金融機関における投票権の不平等、核不拡散条約における核保有国の特権などによって、倫理的にも実質的にも、非西欧諸国民、とくに先住民族の平等の権利は承認しにくくなっているのである。

以上より、諸国家が認める新しい社会契約が必要になっていることは明らかだ。このような新しい社会契約の構築の動きとして、今世紀初頭、将来の歴史に記憶されるべき大きな前進があった。それは、「平和への権利」宣言を国連で採用させるために、国際市民社会、とくにラテンアメリカ諸国とスペインの人権法学界が協働作業を進めたことだ。16世紀以来、ラテンアメリカを植民地支配し、その諸国民を奴隷化し、その天然資源を強奪したことについて、被害者である先住民と加害者であるスペイン市民とが、日本国憲法の「恐怖と欠乏を免れて平和に生きる」権利にも比せられる「平和への権利」を、特に弱い立場にある人々に対して認め、これを国家に約束させるという形で実現したのである。

現在進行している、核兵器を非人道的な兵器として撤廃する条約の締結も、このような社会契約とは一見無関係なように見えるけれども、

「殺人を拒否する」という、新しい社会契約の重要な一部分である。それは、国家だけにテロを許容したウェストファリア諸国家とは反対の「ノン・キリング」＜不殺傷＞国家になるということだ。今日の東アジアは核兵器の全面撤廃を認めているにもかかわらず、現在の日本は、米国に核の傘を求めるといふ、倫理的に恥ずべき立場にあることを忘れるべきではない。また、核兵器廃絶には、本当は核兵器の燃料であるプルトニウムを生産する施設だった原子力発電の廃止とも不可分のだから、原発の全面撤廃も必要である。

この社会契約は、人間と、自然世界の生きとし生けるものとの契約でもある。

アッシジの聖フランシスコは、街を荒らす人食い狼を兄弟と呼び、街を荒らさないなら人々はおまえを養うと約束し、和解した^{*2}。これもまた社会契約のひとつだ。その意味で、教皇フランシスコの回勅『ラウダート・シ』は、新しい社会契約の經典でもあるといえよう。

* 1 世界平和アピール七人委員会 1955年当時の平凡社社長・下中弥三郎の提唱によって結成された、平和問題に関する意見表明を行う7人の知識人のグループ。現在のメンバーは次の7人。武者小路公秀（国際政治学）、土山秀夫（医学）、大石芳野（写真家）、小沼通二（物理学）、池内 了（宇宙物理学）、池辺晋一郎（作曲家）、高村 薫（作家）。世界平和アピール七人委員会アピール『国会が死にかけている』の全文は、世界平和アピール七人委員会アピール『国会が死にかけている』から読むことができます。<http://worldpeace7.jp/?p=1009>

* 2 この物語は、14世紀末にトスカナで成立したとされる聖フランシスコの逸話集『聖フランシスコの小さな花』に収録されている。日本語版は、聖母文庫版（1977）など。

＜共謀罪・盗聴法・監視網＞は市民監視の3点セット

講師 原田宏二さん (元北海道警察幹部)

みなさん、『共謀罪』が成立して警察の監視が厳しくなりプライバシーが侵害されるのではないかと受け取っていませんか。でもそれは間違いです。とうの昔から皆さんは監視下にあり、警察が今まで行ってきたことがより幅広く、堂々に行えるようになった、ということなのです。

1 「共謀罪」とはなにか

「共謀罪」は18年前にできた「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、通称「組織犯罪処罰法」の一部改正法です。要件は「組織的犯罪集団」「二人以上で計画」「実行準備行為」の3つです。ポイントは、これまでの犯罪処罰のルールに反する法律だということです。

既遂の原則

「犯罪」とはなにか、考えたことがありますか。犯罪には2つの種類があります。

- ・ **刑法犯** 1922年（明治44年）にできた刑法という法律に書いてある窃盗・殺人・詐欺・横領などの犯罪。
- ・ **特別法犯** 刑法犯以外の罰則のついた犯罪。

これらの犯罪の処罰の原則は「既遂」だけです。結果が生じた場合だけ処罰します、というのが犯罪の基本的な考え方です。そして重大な犯罪行為だけ、未遂や予備（準備）、陰謀も処罰するのです。ところが共謀罪は、計画段階で処罰するのです。共謀罪の対象犯罪は刑法犯罪で66罪、特別法犯で211罪、合計277あります。

「共謀共同正犯」

刑法は、「ひとを殺した者は」とか、「財物を窃取した者は」とか、一人の犯行を想定して書かれています。2人以上でやった場合は、「共犯」として処罰されます。共犯の場合、「共謀共同正犯」という考え方があります。実際に現

場で犯罪に加担しなかったものも、凶暴に参画したものは同じように処罰する、というものです。それから、「教唆」、脇から手伝っただけの「幫助」もあります。いずれにしても、このなかの誰かが実際に犯行を行わなければ犯罪は成立しないのです。これを「共犯従属性の理論」といいます。だけど今度は二人以上で計画したら、その段階で犯罪が成立するのです。

組織的犯罪集団とはなにか

警察官の犯罪捜査には法的根拠があります。刑事訴訟法189条です。「司法警察職員は犯人及び証拠を捜査する」。「共謀罪」は組織犯罪が捜査の対象です。組織犯罪ってどんなものを想像しますか。暴力団、オウム、過激派、オレオレ詐欺、それから、粉飾決済などの会社犯罪、警察の裏金も組織犯罪です。暴力団の綱領を見ても、我々は犯罪集団だなど書いてはありません。我々は社会貢献する集団だと言っているのです。何が組織犯罪集団かを決めるのは警察です。恣意的な判断はいくらでも可能なのです。

2 犯罪捜査の拡大と「共謀罪」

犯罪捜査のグレーゾーン

究極の組織犯罪対策は組織内に協力者（スパイ）を送りこみ情報を得ることです。

警察の情報入手の問題は、情報収集についての法的な根拠が曖昧だということです。警察組織を決めている警察法2条「警察の責務 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする」をその根拠とすると説明する場合も多いですが、もしそうなら警察は治安維持のためなら何でもできる、ということになってしまいます。

犯罪捜査には、大きく分けて任意捜査と強制捜査があります。任意捜査とは相手の承諾によって捜査することです。強制捜査とは裁判官が発する令状による逮捕・搜索・差押のことです。そして、警察の内部規則では、捜査は任意で行うことを原則としています。ところがその中間のグレーゾーン捜査があるのです。「重要参考人を任意同行した」という話をよく聞きます。「重要参考人」なんていう言葉は、実は刑事訴訟法の中にはありません。刑事訴訟法にあるのは「被疑者」、「被告人」、これだけです。新聞に出てくる「容疑者」も法律用語ではありません。「任意同行」とは、警察が来て、「ちょっと聞きたいことがあるから来てくれ」という話です。容疑を告げるわけでも、任意であることも告げるわけでもありません。

197条2項には「捜査関係事項照会＝捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」というものがあります。これがあれば、相手には「捜査のため」という理由だけで（任意捜査であることを告げず）必要なあらゆる個人情報を得ることが可能になるのです。捜査のためといっても、何の捜査のためなのかを明らかにする必要はありません。銀行はみなさんに言わずに警察にみなさんの口座の情報を出していますよ。スマホの利用状況だとか。今始まったことではないと言ったのは、こういうことです。

刑事訴訟法の改正

2016年5月、刑事訴訟法が改正されました。

一つは、通信傍受法の改正、盗聴のことです。これまで4種の類型の犯罪にしか盗聴は認められていなかったのですが、大幅に対象犯罪の範囲を広げたのです。それまで盗聴は、NTTなどの通信会社の職員の立ち合いが必要でした。ところが警察署だけで立会人なしにできるようになりました。もうひとつは、司法取引。共犯者の一人が警察や検事に密告したら密告者の刑が問われなくなる、密告の勧めのことです。司法取引が組織的犯罪情報入手のため初めて法制化されました。

盗聴法はもう施行されて、すでに始まっています。今の段階では共謀罪は対象にはなっていませんが、必ず改正しますよ。通信傍受も司法取引も、「共謀罪」とセットになっているのです。なぜなら組織犯罪を対象とした法律だからです。情報をとるための手続き、情報収集の手続きの根拠があいまいなので、新しい法律を作ってこれをカバーしようとしているのです。

今後は、家庭内の話を外から知る「会話傍受」と警察官が身分を偽り捜査対象者に接触する「仮装身分捜査」を法的に可能にするという声も、警察内から聞こえています。こういうことも「共謀罪」とリンクして考えないと、「共謀罪」の怖さはわかりません。

3 張り巡らされたプライバシー監視網 監視用カメラ

みなさん、監視用カメラに一度も映らずにこの会場まで来ることは、絶対にできなかったは



ずです。必ず残っています。その前後に何か事件が起こったら、その画像を使うのです。なにか事件が起こったら、以前は聞き込み捜査が基本でした。今はその現場周辺の監視カメラをかたっぱしから集めるのです。そしてそこから身元が割れない場合には、新聞やインターネット上にどんどん画像を公開しています。監視カメラは無数にあります。しかし実際には監視カメラが、犯罪やテロの防止・抑制に役立つことはあまりなく、犯罪が起きた時にその画像を警察が捜査に利用するのです。

「インターネット監視法」

「インターネット監視法」（コンピューター監視法）は旧民主党政権時代にできた法律です。これは、プロバイダーに一定期間保管させ、メールのやり取りやネットの閲覧状況を監視するものです。東日本大震災の日（2011年3月11日）に閣議決定されました。これはもともと「共謀罪」とセットになっていましたが、それではさすがに問題であるとしてコンピューターの監視の部分だけ切り離してできた法律です。

GPS捜査

GPS捜査による行動監視は、最近、最高裁で「プライバシーを侵害する」ので違法とされてしまいましたが、2006年、警察庁が全国の警察に実施の通達をしたのです。これも相手の承諾の必要な任意捜査ですが、こんなもの承諾する人はいません。GPS捜査とは、尾行のデジタル化です。監視カメラによる監視は、聞き込み捜査のデジタル化です。自動車ナンバー自動読取装置（Nシステム）は検問のデジタル化です。

DNA鑑定

警察はDNAについての莫大なデータベースを持っています。DNAは4兆7千億人分の1で個人識別ができる、目に見えない究極の個人情報です。犯罪現場から検出されたら、誰も反論はできません。そういう恐ろしい個人情報をまったく法律的な根拠なしに、逮捕された被疑者や

任意で取り調べられた被疑者のひとりひとりの口の粘膜から、すでに採取しているのです。57万人分、いまはそれ以上集められているでしょう。そして現場のDNAと一致した人が犯人となるのです。自白に変わる証拠と言われています。このようにDNAという恐ろしい個人情報を警察は楽々と入手できる状況にすでにある、ということなのです。

本来、みなさんの個人情報は個人情報保護法で守られているはずですが、しかしこの法律には警察からの照会があれば、本人の承諾なしに提供してもよいと書いてあるのです。こうしたグレーゾーン捜査や個人情報保護法の大きな抜け穴で、みなさんの個人情報は捜査機関側に垂れ流しになっています。

4 共謀罪で社会はどう変わるのか？

「一般の市民は対象外」という話をまことしやかに言いますが、法律で誰かを罰則の対象外にするのであれば、法律にカッコ書きで除くことを記し、対象を定義しなければならない。政府はやたらテロだテロだと言いますが、「共謀罪」にテロリズムの定義は書いてありません。テロリズムの定義は「特定秘密保護法」にあります。ここに「政治上その他の主義主張の達成のため、人を殺したりものを壊したりすること」と定義されている。「なにかの主義主張をする人」とはみなさんのことです。

警察官用の教科書に、警察の監視ターゲットについて共産主義運動、日本共産党、大衆労働運動、極左暴力集団、特殊組織（オウム）、右翼、外国人（イスラム教徒をテロ予備軍として監視）などが記されています。これらの団体はとうの昔にデータベース化されています。しかし今後は、一般的な会社組織でも、危険と見なされれば、対象団体にされていくでしょう。

（以上要約：鈴木澄江・カトリック札幌地区正義と平和協議会、文責：日本カトリック正義と平和協議会事務局）

ぬけ道を探す人、「海は売らん」一念の人

■ 山秋 真 (ノンフィクションライター)

6月14日、参議院は「中間報告」という手法で委員会の採決を省略し、15日早朝に本会議での採決を強行して「共謀罪」法案を可決した。同日付のHuffPostはこう説明する。

「国会法56条：『特に緊急を要するものは…議院の議決で委員会の審査を省略することができる』国会法56条の3：『各議院は、委員会の審査中の案件について特に必要があるときは、中間報告を求めることができる』この手続きを用いれば…意見が分かれる法案であっても、与党側は委員会での採決を省略できる。…法案審議の中心である委員会の採決を省くことから…『禁じ手』とも呼ばれる。…」

この国会状況の影響は即、中国電力の上関原発計画に揺れる祝島（山口県上関町）に及んだ。6月14日、山口県漁協の祝島支店が、組合員へ文書を配布。県漁協の本店が作成し、同支店の運営委員に知らせずに配布せよと、同支店長に指示した文書だ。内容は、上関原発の建設計画に伴う、漁業補償金の配分を採決する集会を開くかどうか、尋ねるもの。昨年度の決算報告とそれに伴う赤字補填金の徴収の協議のために開かれた5月の集会は、「修正案」が出た後に紛糾し、採決に至らず散会したが、審議は継続中で、〈修正案が提出されたとき、議長はまず修正案について採決を行なう〉との県漁協の規約の定めにより、意思確認が必要とする。ただ、集会での採決は困難として、6月21日までに書面議決書を提出するよう正組合員に求めた。

祝島では、住民の約9割が35年前から原発計画に抗い、漁師たちも旧祝島漁協の時代から県漁協祝島支店となった現在まで、原発のための漁業補償金を拒んでいる。原発はいらないと訴える人びとにとっては切り札だ。日本で原発をつくるには、周辺の漁師へ補償をすることが必要なため、漁師が補償金を受けとり漁業補償が完了しない限り、原発をつくることはできない。

そこで中電は、周辺にある8漁協（当時）それぞれでなく、祝島を含む同8漁協でつくる共同漁業権管理委員会を相手に、漁業補償を交渉した。同管理委員会は全会一致の慣行を翻し、祝島漁協の声を少数意見として切り捨てて契約を締結。中電は補償金を払ったが、祝島は受けとらず、宙に浮いた金を県漁協本店が預かる。

本店は漁業補償金の受けとりを繰返し迫ったが、祝島支店は拒否の議決を重ねた。遂に2013年2月、〈議長は出席した正組合員が選出する〉と定める定款規約に反して、本店が議長を選任。抜き打ち的に採決を強行して「受けとり賛成多数」とし、補償金の配分案を作って、賛否を問う採決を同支店に迫った。祝島の人びとが反発した影響もあり、本店は、採決集会の開催を通知しては延期することを重ねたが、15年4月に開催。配分案は否決された。

それから2年。先述した祝島支店の5月の集会上、本店の役員が出席した。決算報告の説明のためだったが、補填金の徴収についての「修正案」の名目で漁業補償金の配分の採決集会を開く案が出ると、本店は議事進行に介入。採決を急かした。それを指導と取り違えたか、議長を務めた同支店の運営委員長が応じる構えを見せたから、集会は紛糾した。その場で辞任を表明した運営委員長の名で、本店が6月14日の文書を作成。審議継続の議決はないのに、5月の集会の審議は継続中としつつ、〈開会前に提出しなければ無効〉との定めがある書面議決書で、採決を強行しようとしている。

祝島支店の運営委員らは、一連の介入に異議を唱え、本店に無効確認を求めるも物別れ。書面議決書を21日に強行開票される事態は回避したが、本店側と祝島支店でそれぞれ20通超保管する書面の取扱いは今後協議する。「自然とともに生きたい、それだけのことが祝島では難しい」と5月の集会に出た祝島の女性は語った。

- 1 「日本のカトリックはせめてあなた方の持っている自由をよく使ってください」 古屋敷一葉
- 4 ひとつぶ 民衆の力 深水正勝
- 5 近代国家秩序の崩壊に直面して 武者小路公秀
- 8 報告 カトリック札幌地区正義と平和協議会学習会
＜共謀罪・盗聴法・監視網＞は市民監視の3点セット 原田宏二
- 11 連載第6回 小さな泉が川となる 山秋 真
- 12 まんが「ポストランテの石橋さん」

表紙写真 7月17日（月）ピース9の会15周年の集い「平和を唄う すばらしい約束 Peace 9」東京集会を行いました。詳しい報告は、下欄、「正義と平和とせとら・・・」をお読みください。



ピース9
の会

15周年の集い

「平和を唄う すばらしい約束 Peace9」

正義と平和 えとせとら...

各地
からの
報告

「憲法9条を世界の宝に・ピース9の会」は2002年5月3日に当時の正義と平和協議会会長、松浦悟郎司教の呼びかけで始まりました。憲法9条を守ろう、改憲の国民投票のときに反対の意思表示をする、この一点でつながった小さなグループが各地で活動をしています。今年15周年を迎えるにあたり、国民投票が現実に行われる可能性もあるなか、「すばらしい約束＝憲法9条」平和への誓いを心に刻む歌とメッセージの集いを東京、兵庫（9/23）、福岡（10/9）に行います。

第一回目は7月17日（月）東京のYMCAアジア青少年センターで参加者200人が集いました。カトリック青年労働者連盟（JOC）の青年たちが平和について考えたことを発表、サクソとギターデュオ「ロワゾブルー」のジャズと沖縄の歌。呼びかけ人松浦司教とその兄弟のバンド「ビートルズ」の演奏、憲法前文、憲法第9条の朗読、最後に皆でピース9の歌『素晴らしい約束』を合唱しました。同じ日に大阪・サクラファミリアでも15周年の集い「平和を唄う 平和をつくろう」が開かれました。各地で15周年を記念する集いが企画されています。

編集後記

7月11日、「共謀罪」が施行された。いよいよ日本に、また「茶色い朝」が来たのだな、とその日を迎えて、半月が経った。しかし特にかわりばえもなく、時間があれば、夕方国会前にも出かける。なんだ、そんなにかわらないじゃない、という思いに陥るけれど、戦前もそうやっているうちに、気がついたらがんじがらめの全体主義社会になっていたのだ。「茶色い朝」は、茶色いサングラスをかけるようにして迎えるのではない。少しずつ少しずつ、水晶体が濁っていくように、あたりの色が変わっていくのだ。韓国の教会は、軍事政権下、日本の教会を通して世界に状況を発信し続けた。思考停止にならないで危機を乗り越えることが、わたしたちにできるか。(h.)



発行日 2017年8月1日（隔月発行）
編集発行 日本カトリック正義と平和協議会
〒135-8585 東京都江東区潮見2-10-10
TEL.03-5632-4444 FAX.03-5632-7920
E-mail jccjp@cbcj.catholic.jp

購読料 年 1,500円（送料共）
郵便振替 00190-8-100347
加入者名 カトリック正義と平和協議会

<http://www.jccjp.org>